

近世初期大名改易と地域社会

はじめに

安良城盛昭氏による太閤検地封建革命説以来、豊臣期における刀狩り・国替えなどの政治的現象はそれぞれ社会構造上の抜本的な変革を導く画期として、研究上の注目を集めてきた。こうした視点は、特に近年では対外戦争としての壬辰戦争への注目として現れ、「奉公人」の社会的需要の高まりや戦時中における相論裁定機関の変質が、対外戦争の勃発によって惹起されたことが指摘されている⁽¹⁾。

こうした豊臣期における政治的現象と社会構造の相互関係への関心の高さに比し、わずか一〇数年後の初期幕藩体制下における両者の関係を問う視点は、近年では後景に退き、未だ検討の余地が残る。

本稿において扱う近世初期の大名改易は、それ以前の領主変更とは異なり、武力衝突の結果によらず、幕府からの指示の下、擬制的な戦闘行為としての「城受取」の儀礼を通じて領地の剥奪が行われる。

しかしながら、その過程において突然の領主変更が生じさせる衝撃は大きく、豊臣期あるいは戦国期以来地域を統治してきた領主とその家臣団とが突然に領知から引き離されるという事態は、地域社会を大きな混乱へと陥れてきた。この意味で、近世初期における大名改易とは各地における社会生活と密接に関わる問題であって、同時期の政治

的現象と地域社会構造との関連を検討する上で良好な検討素材と言える。

こうした性格を持つ近世初期大名改易に対し、既往の研究は、政治史的な関心からの検討を中心に押し進められてきた。

笠谷和比古氏⁽²⁾は大名改易時の幕府―大名間の関係構造・意思決定構造の分析を行うことで、従来幕府の強権性を示すものとして理解されてきた「大名改易」の実務的な運営過程とその機能について明らかにした。福田千鶴氏⁽³⁾は御家騒動の経過を通じて幕藩制秩序の確立をみる中で、その帰結の一つとして「改易」を捉え、主従制の訓戒としての改易処分⁽⁴⁾の出現が御家騒動の構造自体を変化（初期御家騒動→前期御家騒動）させたことを指摘した。このほか近年においては、三宅正浩氏による会津藩加藤家に関する検討や大賀郁夫氏による日向国高鍋藩高橋家に関する検討など個別の大名家の改易過程、すなわち改易の原因と結果の叙述を目的とした成果が多く挙げられている⁽⁴⁾。

これに対し、大名改易の具体的な過程に対する検討としては、白峰旬氏による一連の検討があり、同氏は特に改易時の「城受取」に着目し、その動員体制を分析することで、「城受取」が有した政治的意義を明らかにした⁽⁵⁾。一方、佐藤宏之氏は改易時に作成される受取目録等の「公文書」の形態に着目する中で、その作成を通じて大名領・城

岡村隆洋

郭・城付武具などが幕府の所有物、すなわち「公」的財産としての性格を確認されることを指摘した。⁶⁾

ここまで、大名改易に関連する研究を整理してきたが、概してその成果は個別大名家における改易に至る経緯とその後、あるいは幕府による改易実施過程の分析に重点を置き、いわば「幕藩関係」が顕在化する場面として、「改易」に言及しているように看取される。

しかしながら、先に述べた通り、未だ前代の争乱の影響が色濃く残る近世初期の地域社会においては、大名改易という政治的現象それ自体が、いかにして急遽の領主変更に対応するかとする領民らの選択の機会を生み出すこととなった。こうした近世初期大名改易の過程を通じて何が新たに生み出されたかを問う社会構造論からの視点からの検討は、既往の大名改易研究において扱われてきた近世初期の大名改易を導いた要因は何か、とする研究視角に加え、その社会現象としての総体を評価することを可能にしよう。

以上を踏まえ、本稿では本小特集を通じて新たな史料が紹介されることとなった元和八年の最上氏改易前後における地域社会の動向について、「最上騒動言上留書」の内容を踏まえながら検討し、近世初期大名改易が地域社会に与えた影響力を明らかにすることを目的とする。

一、近世初期村落の構造と大名改易

南出羽における軍事的混乱は、天正一六年（一五八八）、最上義光が豊臣秀吉から羽州探題に任官されたことで一応の終結をみた。これにより、天正年間を通じて争われた出羽国村山郡・最上郡周辺は義光の領分として承認されるに至り、関ヶ原合戦以降には五七万石を領する

大名家へと勢力を拡大させた。

そうした中、義光とその跡を継いだ家親・家信による村落支配については、従来、その業績として慶長年間に実施された検地や用水の開削、新田開発への注力を取り上げられてきた。

このうち、『戸沢村史』や『新庄市史』に取り上げられ、よく知られる開発行為であったのが、津谷野新田の開発である。この一件に関しては、最上家臣の斎藤光則・鈴木備後守から夏井市助・大川与五兵衛に宛てた次の史料がある。

【史料1】⁸⁾（以下、史料中の下線部・注記は筆者による）

五ヶ所之内、蔵岡川向・津谷野・ふち打野共に新田に開可申旨、相渡申候手先次第開発可仕候、休之儀者九年、其以後馬にて御奉公可相務者にて候、其者之発目之処、知行可被遣候、弓鉄炮御奉公之者にも其身応し可被下置候、為百姓者に者、諸役可為御免候、以上、

元和五年

申二月十一日 齋藤伊豫守（印）

鈴木備後守（印）

夏井市介殿

大川与五兵衛殿

すなわち、大川に対して最上家の勘定衆である齋藤光則・鈴木豊後が夏井を派遣したうえで、「手先次第」に開発を行うことを命じている。また、その開発に対する反対給付としては、①九年間の課役免除、②開発地の知行地化を定め、入植地においては弓衆・鉄砲衆などの下級武士を召し連れ、開発行為に従事させることを認めている。ま



図1 現在の津谷野新田周辺

た、入植地に入った百姓については、諸役免除を許可するなど、新田開発のための労働力確保と開発地への定着を企図した対応がとられていることがわかる。

この津谷野新田における開発領主となった大川与五兵衛については、他国出身かつ延沢銀山などで山師として財をなした人物であるとされるが、元和七年

(二六二)二月六日付の斎藤・鈴木ほか連署書状など他の史料では「加賀与五兵衛」の名で署判していることが確認できる。この「加賀」の屋号については出羽国酒田において最上家蔵屋敷の出納を担った「加賀屋」との関連が想定され、夏井もかつて手代として同所とやりとりを行っていた¹⁰⁾。

こうした状況からみて、大川は元来最上家中に属する給人であるとは考えにくく、また武士身分であつたかすらも判然としない。それにも関わらず、津谷野新田に入植した大川はこの後、見事に新田開発に成功し、最終的には最上氏改易後、新庄藩戸沢家の城下に居を構えるに至っている。

津谷野新田における一連の動向は、出自が明確でない大川氏による入植と新田開発という特殊な事例となるが、最上領内における普遍的な村落形態を知る術としては、慶長七年(一六〇二)の年紀を持つ「東根知行人数」¹¹⁾の内容が注目される。この史料は、最上家臣であり東根城を拠点とした里見氏に対し出仕した給人の名が書き連ねられた

帳面であり、その内容からは東根城下をはじめ、野川村などの城廻り村から里見氏の下へ出仕する在村給人らの姿が確認できる。旧最上領内におけるこうした給人の存在は幕閣中枢にも認知されるところであったようで、城受取のため旧最上領に入った奥羽諸藩に対する徳川秀忠黒印状にも関連する記述が認められる。

【史料2】¹²⁾

条々

一、今度至于最上差遣人数次第事、如被仰出各令覚悟、諸事可任上使差図事、

一、喧嘩口論堅令停止之訖、若有違犯之族者、双方可誅罰、万令荷担者、其咎可重於士本人事、

一、濫不可伐採竹木、并、不可押買狼藉事、

一、今度在番中人返停止事、

一、百姓男女事、年貢方・未進方共以可令棄破之、但、過二十ヶ年者可為譜代之旨、被仰出之条、主人覚悟次第事、

右、堅可相守此旨者也、

元和八年八月廿一日

(黒印)
(奥羽秀忠)

磐城平藩から城受け取りへ派遣された相馬氏に宛てて出されたこの史料では、黒印状形式をとって、「上使」の指示による指揮系統の確認や軍令の引き締めなどが志向されている。ほぼ同じ内容は同年九月七日、秀忠黒印状を受けて出された米沢藩主上杉景勝宛の本多正純・永井直勝連署書状¹³⁾でも確認され、一連の内容は奥羽諸藩に対する旧最上領内での行動規範にあたったものとみられる。

このうち、下線部の条文では同領における在村給人の処置について、①「百姓男女」のうち、最上家・その家臣の下に在村給人として出仕していた者について、年貢の「方」であれ未進の「方」であれ、武士と百姓の間にあった貸借関係を破棄し、これにより、在村給人との奉公関係を解体すること、②奉公が長期に及び生業化したものについては、「譜代」であるため、主人（＝武士）の判断に応じて差配するべきである、という二点を定める。こうした規定のうち、特に①では、農村に基盤を置き、耕作作業に対して指導力を発揮する在村給人層が最上氏改易に連座して領外へと流出することを防止しようとする意図を想定することができ、「武士」の追放に対し「百姓」の維持を図るという、相反する要請を同時に処理しなければならなかった当時の状況が看取される。こうした場面をよく示すものとして、次の【史料3】がある。

【史料3】⁽¹⁴⁾

一書申下候、殊ニ今度、源五郎様御身上相果候事、定而方々以笑止可存候、将又年月奉公申候者共ニ逢候はて、無心許候、其元江御座被成候御方様へ、能々今より御奉公をも可申候、かしく、
（元和八年）
 八月廿六日 筑前守

光（花押）

温海村

八郎左衛門どの

尚々無申迄候へ共、無何事様二身をも立可然候、以上、

最上氏改易直後の発給とみられるこの史料では最上家臣の大山光因が田川郡温海村の庄屋である八郎左衛門に宛てて、このたびの改易を

受けた同人をその配下から召し放ち、新しく入った領主に対し奉公するように指示している。

こうした内容はまさしく前掲【史料2】の秀忠黒印状における指示に対応しているものとみられ、結果的に光因は「譜代」にあたる八郎左衛門らを国許に残したまま、血縁にある楯岡満茂と共に前橋藩酒井家に預けられ、出羽国を後にすることとなった。

一方、こうして最上家臣との奉公関係を断ち切られた在村給人層に対し、山形城に入った幕府の官僚らは彼らを再編成し、領内の再整備にあたらせることを試みた。

【史料4】⁽¹⁵⁾

一昨八日井上新左衛門殿・大河内平十郎殿下着被仕、最上代官共、則引付申候、此表上野殿・右近殿御下候、国中静二御座候、尚相替儀御座候ハ、追而可申上候、恐惶謹言、

九月十日

花房弥左衛門（幸次）

岡田新三郎

松平右衛門様（正綱）

伊丹喜之助様（康勝）

九月八日、山形へと到着した井上吉次・大河内正勝は到着後、まず「最上代官共」を「引付」け、すなわちその配下に編成した。そののち、四日後の九月一二日にはかれら「最上代官」に対し、井上から「御用」が仰せつけられ、実際に彼らが井上の下、その指示に依えて活動していたことが理解できる。

ここにおいて井上の下代として再編成された旧最上家の在村給人層は、どのような機能を有したのか。その一つとみられるのが、井上な

ど幕府官僚らが担当した「御前帳」の作成業務への従事であった。

元和八年一〇月一日、常陸国松岡から最上郡新庄に新たに入封した戸沢政盛に対し、井上・大河内のほか坪井金太輔など幕府勘定方より引き渡された「御前帳」¹⁶は、その領分として「高六万石」・「村数七十二ヶ村」などの年貢収納状況を書き記した帳面であり、新領主である政盛にとって、領国経営の基盤となる資料であった。

「御前帳」の奥書には、その作成経緯について「在々各指出を取、都合究申候」とあり、改易実施後、旧最上領の各地から「指出」を取った成果としてその帳面が作成されたことが記される。

こうした場面において、従来最上領下で大名家中と地方を結ぶ役割を担った在村給人層がまさしく活躍したものとみられ、井上による「最上代官」の再編成は、急遽の改易によって混乱する最上旧領における農村支配の安定化と領主変更というシステム更新の円滑な遂行を企図したものであったと考えられよう。

一方、最上氏の在村給人層の間では、百姓身分としての在村継続を認められたにもかかわらず、改易を通じて最上領内を後にしたのも多かった。先に見た「東根知行人数」と新領主鳥居氏によって実施された元和九年（一六三三）の新検地帳の双方が残る村山郡野川村・東根村では、こうした在村給人の行方を断片的に見て取ることができ

る。まず、野川村である。東根城下の南東、約3キロの位置にあり、東根城主里見氏に対し、「野川衆」などの給人を供給した野川村の人口動態については『東根市史』に詳細な検討があり、慶長七年の段階では、名和姓一二名・滝口姓一名など、計五二名の名字持衆が在村することが確認される。これに対し、元和九年では三町八畝四歩を領し、検地帳表書において「名主」と呼称される名和四郎衛門や、同じ

く「地頭」として表書に現れる滝口主計の在村が確認できる一方、慶長七年の帳面に見られた名字持衆のうち、在村を継続しているとみられる者は二一名にとどまり、およそ半数が野川村を離れていることがわかる。

次に東根村である。¹⁷東根村は東根城の跡地を含み、元和八年の改易時に破城を受けた結果、検地の対象となる田畑として把握されることとなったが、かつては里見氏家臣の屋敷地にあたった。このうち「東方」では慶長七年に八八名が知行を有していたが、元和九年検地帳で名前が確認できる者は二〇人に、「西方」では六四人から二二人、東根城二の丸跡にあたる「小楯」では五三人から一五人にまで、それぞれ減少している。¹⁸

右の状況からは、特に東根城を擁する東根村においては在村給人の顕著な流出が認められ、城下に隣接する「城廻り村」として在村給人を多く有した野川村においても、およそ半数の在村給人が地方を後にしている状況が判明する。

これに対し、名和・滝口氏は在村を継続し、特に前者は庄屋として村内での立場を確立させていくなど、この後、在村給人から村役人層へとその役割を転化させるに至る。

また、改易時に村を離れた在村給人らは、ひとたび村を離れば、自らの郷村へと戻ることすらも許されなかった。

【史料5】¹⁹

村々触状之事

一、御代官替候間、何ぞ無御用して先御代官・手代中迄村々二江入申間敷候事、

一、入木・ぬか・わら・縄、其外小役之儀者、当月切に先御代官二

可出候、

一、御代官衆之儀者不及申、手代中迄、貸物売付、御年貢前すまし
申間敷事、

一、庄内三郡御検見可被仰付候間、田畑作毛少々之所成とも刈取申
間敷候、

附、稲しほるゝに付而者、奉行所江注進可申事、

一、借物あき人の売付、御年貢皆済前すまし不申、御年貢皆済以後
取り引可申候、右之旨相背族於有之者曲事ニ可被仰付候、以上

（元和九年）
亥七月廿日 武右 印

甚十 印

横山村

新右衛門との

追而申候、村々江諸勸進申間敷候、

元和九年七月、庄内藩酒井家の下で出された右の史料では、下線部
において「代官」の交替があつたこと、また交替前の代官については
村内への立ち入りを禁ずることが定められた。この「先代官」や「手
代」を横山村において最上期に在村給人であり改易の結果として離村
した者、これに対して宛所となる新右衛門は在村を選択し村役人化し
た者と解釈すれば、前者は新たな村落秩序の成立以降、一切の村入り
を行うことを禁じられる。また【史料2】にみられた年貢未進の方と
しての「百姓男女」の武家奉公についても、これを予防すべく、新右
衛門らは代官と私的な貸借を行うことを制限されている。

以上を通じて、最上期において生じた在村給人による武家奉公とい
う両属的な構造は否定されるに至つたのであり、彼らは国外へと逃れ
るか、在村して帰農するかの選択を迫られることとなつたのであつた。

二、新領主の統治と「検地」の意義

東北地方における検地実施については、遠藤進之助・小林清治氏に
よる仙台藩・会津藩政下における詳細な検討がみられる²⁰。特に前者の
検討では東北地域の同族団を基本とした郷村構造と、「小農自立」の
近世中期における達成という状況が明らかにされ、後者では天正期の
奥羽仕置に際して、地主―小作関係を解体し得なかつた検地政策が有
した現状変更能力の低さが指摘され、畿内・近国周辺域とは異なる検
地の性格が指摘された。

こうした東北地方における検地研究において、最上領内を対象とし
た成果としては長井政太郎・井川一良の両氏による研究がある²¹。山形
県下において確認されている近世初期の検地帳面を悉皆的に検討した
長井氏がその特徴として、最上旧領（最上・村山郡）における太閤検
地の非実施・元和期における土農分離の未達の両側面を指摘したのに
対し、井川氏は慶長六年（一六〇〇）の奥羽争乱を通じて最上氏が新
たに獲得した庄内・由利における検地を基に最上領内での検地の実態
に迫つたが、両地域における年貢率の統一度は低く、最上体制下にお
ける検地政策は領内に貫徹されることはなかつたと考えられる。

こうした最上領内、特に最上旧領の両郡において、検地政策が受容
され得なかつたという状況は、前章までに見てきたように最上家中・
その家臣団家中が各地の在村給人の存在を前提に構成されていたこと
に起因するものとみられ、検地実施に対する抵抗とはその統治構造に
根差した問題であつた。

これに対し、最上氏改易によって急遽生じた領主交替という事態
は、石高基準に基づいた大名相互の国替（＝領域的互換性）を前提と
する幕藩体制にとつては、まさしく想定外の事態であり、政治的空白

を回避する上で、次期藩主を迎え入れるための領内環境の整備は喫緊の課題となった。そうした中で、花房や大河内・井上の各人を派遣して急ぎ作成されたのが先述の「御前帳」などであり、この作成にあたって「代官」の再編成を実施することは必要不可欠であった。

さて、こうした経緯を経て旧最上領に入った新たな藩主らは、その入封最初段階においては幕府勘定衆の主導によって作成された御前帳などをもとに自身の統治を展開していくこととなる。

これに対し、入封から約一年が経過した元和九年、山形藩鳥居家・庄内藩酒井家が実施したのが領内全域を対象とした丈量検地であった。この検地については、特に山形藩内においては従来丈量検地が実施されてこなかった旧最上領内における初めての検地としての意義があり、庄内藩内においても従来の石高規準を再算出する検地としての意義を有した。

その帳面を確認する中で興味深いのが、庄内郡における慶長検地帳面において設けられた、「地目＋蒔高（収穫高）＋石高（貢納高）＋名請人」という記載項目が、元和九年の検地帳面には、庄内郡で「地目＋面積＋石高＋名請人」という一般的な検地帳面の形式へ、最上郡・村山郡で「地目＋面積＋石高＋蒔高＋名請人」という一般的な検地帳面に蒔高を付記する形式へ、それぞれ変更されているという点である。

従来の検討では慶長期検地における石高制の採用が重視されているが、その基準高となるのは「仮想の」収穫高である蒔高であり、これは数量として年次毎に変化しやすい実際の直接収穫高にはそぐわなかった。そして先述した検地への抵抗が予測される状況下では、その「仮想の」基準高すらも下振れすることを追認せざるを得ず、この数値に対し、更に検見などを通じた免が実施されたのであろう。こうし

て得られた収支が、さらに在村給人の勢力維持に還元されてきたのであったものとみられる。

これに対し、元和九年検地による「面積」基準の採用は、最上氏と領民の間で弛緩した年貢収受体制を、明確な数量的基準によって可視化し、厳密な年貢収受体制を構築させることとなった。これは新領主による直接的な面積把握・地形測量によって初めて可能となり、所有地の所在を可視化することで新たな枠組みが形成された。そしてこの作業には先述の在村給人らが自ら「案内」として参画し、検地帳の表書や裏書にその名を残していることも、ここで確認しておきたい。

また、所有地に対する数量的な把握として同じく注目したいのが、新たに屋敷高の算出を実施している点である。先に見た元和九年の村山郡野川村の検地帳面からは村内に名主家・地頭家がそれぞれ同族団を形成していることが判明したが、ここにおいて石高（蒔高）の高下と屋敷所有の有無とは、必ずしも相関関係にない。ここでは同族団それぞれが血縁家族や下人などを編成し、一つの「家」というまとまりの中で生活している状況が理解される。また、こうした屋敷所持の問題に関して、『東根市史』では地域の各村の検地帳面において、元禄期の帳面に「古百姓」として数えられた者の数が、元和九年検地において「屋敷」を所有する者の数とおおよそ一致することを指摘しており、屋敷を所有する行為が「百姓」の身分、すなわち同族団における代表性を象徴するものであったと示唆される⁽²³⁾。

こうして、元和九年検地それ自体は面積基準の導入によって、所有地の有無を明確にし、土地所有・年貢納入の関係を整理しようとした一方で、下人らの同族団からの独立と身分変更、すなわち「小農自立」を意味するものではなかった。この点は、長井氏による見解や仙台藩・会津藩において既に指摘されている状況と大略一致するところ

であるが、旧最上領内（特に最上・村山郡）においては、こうした検地政策の実施自体が最上氏の改易と在村給人層の再編成を通じて初めて実施された点に特色が認められるであろう。

さて、こうして年貢収受構造を変革せしめることとなった元和九年検地はその影響力の大きき故に、地域に大きな騒乱を惹き起すことともなった。

このうち庄内藩主である酒井忠勝の弟、酒井忠重が村山郡内で領した所領で発生したのが、白岩郷一揆である。この事件は忠重の苛政に對し、白岩郷民が愁訴を試み、忠重がそれを妨害したことで種々の対立が生じ、最終的には江戸町奉行所への越訴を通じて忠重が知行召し上げとなったことで解決された一件として理解されてきた。

この中で、白岩郷の惣名主・惣百姓らが江戸町奉行所に奏上した訴状が【史料6】である。この訴状については事件後、農民の手習い書として出羽国各地に筆写されたものが伝来している。原本は行方不明であるが、諸系統の写本より校合を行うことが可能である。そうした史料のうち、今回注目したいのが以下の条文である。

【史料6】

出羽国村山郡白岩郷八千石百姓同名主乍恐奉捧御目安之事

（中略）

一、白岩御年貢屋敷八拾間、御城並御家中衆御鉄砲衆之御屋敷二御倒シ被成、御年貢をは百姓弁差上申候御事、

一、前代より八千石之内柳沢と申所より下は五千三百石余草高之帳面御座候得共、前代ハ御検見度々被遣三千百石余御引被下候、当御代ニ至り右之草高次第と被仰付、御取成候、是者長

門守様御非分とハ不存候、前代引ケ申事ハ他領二而も隠無御座候間、如前代被仰付被下度候御事、

（中略）

寛永十年酉神無月七日 出羽国村山郡白岩郷

酒井長門守領内

惣百姓

惣名主

御奉行様

忠重の悪行を書き連ねるこの訴状では、村の女房の略奪や米の高値での販売などが列举されるが、（ア）ではその一環として、百姓が所有する屋敷を給人・鉄砲衆の家屋敷に収公したにも関わらず、百姓にその年貢が転嫁され続けた状況を訴えており、先に検地の項でみた「家」所有と年貢納入との関連が、ここでも示されている。

一方、（イ）においてはこの訴状全体の中でもやや異質な内容が記載されている。すなわち、最上氏の時代から八千石の石高を有した白岩郷であるが、このうち「柳沢」より下の地域においては検地帳面上では五三〇〇石の石高を有するものの、最上氏による検見を通じて、例年三一〇〇石余を免除されていたとする。それが酒井の入封によって五三〇〇石をそのまま年貢として徴収されるようになったと主張するのである。もともと、白岩郷側でも最上期の免率の異様さは認識しているようで、酒井の年貢率は「御非分とハ不存」ではあるものの、周辺他領へも隠れ無き処遇であり、理解を得た措置であったことから、なんとか最上時代の実質収穫高に応じた年貢高に引き下げようにできないか、と懇願している。

ここに、先に見た苅高基準による年貢算出から面積基準による年貢

算出への変化が領内において戸惑いをもって受け止められていることが判明するのであり、さらに他の条文によれば白岩郷のうち、最上改易からの間に一四五四名の郷民が餓死あるいは身売りを行った状態にあるとされる。この時期、寛永年間には白岩郷における騒動以外にも、新庄藩における渋谷助右衛門の騒動が知られる²⁶⁾。同事件では開発地に対する知行地化をめぐる対立がみられたわけであるが、旧領主最上氏による在村給人に配慮した政策展開に対し、検地実施などを通じて数値化による定量的把握を志向した新領主の統治は地方との間に摩擦を生じさせたのであった。あるいは、こうした摩擦が、近世中期以降、当地域において頻発した農民一揆の遠因として尾を引いた可能性も考慮する必要があるだろう。

三、「大名改易」と近世城下の形成

ここまで、最上氏改易後の領内村落の様相についてみてきたが、最後に在村給人らを束ねる旧最上家臣・最上氏が拠点とした城館の行く末についても確認しておきたい。

在地性が強い最上家臣団においては、豊臣期を通じて、諸国で城館整理が進行し、その数量が減少していったのに対し、元和年間においても各家臣が城館を温存するという特異な状況が生じていた。こうした領国の中心として最上氏がその拠点とした山形城は、慶長一〇年頃より近世的拡張を開始し、慶長一五年・一六年頃に寺町など城下町を含む範囲が完成したとされ、山形城下町は山形城西側地域から東側地域に移転したとされている²⁷⁾。また近年では森谷圓人氏が近世初期（保科期）の山形城下が田畠を所持する耕作者を住人として抱えたことを指摘し、その城下空間は商工業地たる「街」と耕作地である「城廻」

の両者によって構成されていたことを指摘し、鳥居氏以降の領主期における街区域の縮小が想定されている²⁸⁾。

また、近年の山形城を巡る研究の中で注目されるのが『最上家在城諸家中図』の成立時期を巡る新説である。最上期の山形城下の構造を描写する絵図として紹介されたこの絵図は、図中に最上家臣団の人名を記し、これまで最上期山形城を研究する上での根本史料となってきた。この絵図に対し、北野博司氏は同絵図が正保城絵図を下図とし最上期の景観を合成した編纂物である可能性を指摘し、その史料性格が目下の検討課題となっている。こうした状況の中で、既に知られた史料でありながら従来は山形城下町の研究に利用されてこなかったのが【史料7】である。

【史料7】³⁰⁾

尚々、状ともお、くかき申候ま、早々申候、以上、

預貴札、忝拜見申候、仍其元罷立申候時分ハ、緩々と御いとまこひ申、まんそく申候、

一、其元御ふに御座候由、目出度候、

一、上様なかたまちへ御馬めしこ御なり被成、御きけんよく御座候由、目出度存候、

一、ろし中、いつもふちに、今月六日之午刻、早もかミへつき、城うけとり申候、此おもて別条無御座候、

一、此もてのてい、なか／＼めつらしき事などのあり申へきていにてハ無御座候、あわれなるきと計、おかしきてい、可申様も無御座候、国ぬしなどのい申たるていにてハ無御座候、ちと／＼愛元のてい、御目にかけて申度候、いななりにて御座候、

一、くないさま・新太郎様、被入御念、ゑんろ御使札被下、忝存候、忝由、可然様ニ御申たのミ入申候、やかてく罷上り、萬々可申入候、其後御ゆかし候、く、恐々謹言、

本出羽守

九月十一日

□（花押）

まきおりへ様 御報

本多正純に付き従つて山形に到着した本多出羽守正勝から牧野成常に宛てたこの書状において、正勝は派遣先の山形城下を「国ぬしなどの居申したる体には御座無」き様子であるとし、珍しいことや特筆するべきことのない場所であるとする。国主である最上氏の藩庁膝下としては不適合であるとして評価されたこの時期の山形城下においては、一体何がおこっていたのか。今回新たに紹介した「最上騒動言上留書」には、この答えと思しき記述が認められる。

【史料8】³¹⁾

一筆致啓上候、然者最上相替儀無御座候、去年之火事以後至侍町人迄、悉屋敷替仕付而、于今有付不申候躰に相見へ申候、去月之時分ハ町中端々火事など参候様ニ相聞へ申候へ共、恒ハ左様之儀も無御座、一段静ニ有之由申候、自然御次而之刻可然様ニ被仰上、可被下奉願存候、恐惶謹言、

三月廿八日

岡田新三郎

花房弥左衛門

酒井雅楽頭様

本多上野介様

土井大炊助様 人々御中

下線部では「去年」の大火を通じて城下が焼失したことによって、城下に集住した侍や町人がことごとく「屋敷替」を行った。この結果、住人の帰還は一向に進まず、改易が決定する以前から山形城の城下町は空洞化していた。正勝は、こうした荒涼とした状況を指して国主などが居城をおくような様子にあらざ、と山形城下を評したのである。

ここで姿を消した侍・町人はいずこへ向かったのか。こと侍に関しては、各地に残された家臣団の城館とその城下へ向かった可能性が高い。先述の東根村に残る慶長七年の分限帳からは東根城周辺に暮らす数多くの給人の存在が知られ、最上統治下においては元より山形城下が有する求心力は相対的に薄弱であった。そうした中で発生した大火はこうした状況に拍車をかけ、最上家臣らは山形城下を離れたものではなからうか。

こうした山形城下の空洞化は最上家中の分裂という現象を、空間的に象徴する出来事であった。城下に派遣された正純・直勝以下幕府官僚においては、その城下町の閑散とした様子に衝撃を受けたのである。以降、旧最上領内においては残置されていた城館の破却が進められるようになる。³²⁾

こうした城郭政策もまた、御前帳徴取の方針と共通する次期領主に向けた領内環境整備を目的とした一手であったと理解するのが適当である。均質化を希求する姿勢は村落のみならず、城郭・城下空間に対しても敷衍されたのである。

おわりに

本稿では、ここまで元和八年の最上氏改易に伴って生じた地域社会

構造における変化について確認してきた。

改易後の最上領内では幕府役人や鳥居・酒井・戸沢などの新領主によって選択された統治体制が、当地における特殊な地域社会構造を再編成し、他国との構造的な均質化を図るものとして展開された。そして、こうした均質化志向の背景には、最上家中において発生した御家騒動の温床となった地方知行による家臣団の独立性を制限する意図があったと想定される。この結果、彼らと結びついてきた在村給人の解体と村役人への編成、地方に有利な荻高基準の廃止、屋敷地の有無に基づいた「百姓」身分としての把握、最上領内における藩庁以外の城郭破却などの地域構造を均質化せんとする政策が展開されたのであった。

以上のようにして、最上領における大名改易は地域社会への江戸から派遣された幕府役人の介入と新領主による構造改革を導き、地域社会構造を他領と互換可能かつ普遍的な構造へと再編成させる契機となった。こうした構造変革の過程に、幕府財政官僚層の現地派遣と彼らによる最上旧領に対する数量的把握の試みが占めた意義は大きい。

中世後期以来の特殊で独自のな地域構造を維持してきた最上旧領は、改易を通じてそこに派遣された幕府役人とその配下に再編成された在地官の活動によって、石高数によって定量的に把握することが可能な、ある一つの普遍的な地域単位へと変容したのであった。

注

- (1) 稲葉継陽「兵農分離と侵略動員」(池亨編『天下統一と朝鮮侵略』(日本の時代史一三)、吉川弘文館、二〇〇三年)、藤井譲治「身分としての奉公人——その創出と消滅」(同『近世初期政治史研究』岩波書店、二〇二二年、初出二〇一五年)、谷徹也「豊臣政権の「喧嘩停止」と畿内・近国社会」(同『豊臣政権の統治構造』名大出版会、二〇二五年、初出二〇一六年)。

- (2) 笠谷和比古「大名改易論」(同『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、初出一九九〇年)。

- (3) 福田千鶴「慶長・元和期の御家騒動——最上騒動を中心に——」(同『幕藩制の秩序と御家騒動』校倉書房、一九九九年、初出一九九二年)。

- (4) 三宅正浩「会津藩主加藤明成改易をめぐる諸認識」(『福島大学人間発達文化学類論集』二〇号、二〇一四年)、大賀郁夫「近世初期の大名改易と「御家相続」——高橋元種を事例に——」(『宮崎公立大学人文学部紀要』三二号、二〇二四年)。ほかに個別家における近世初期の改易を扱ったものとして、加藤家を題材にした福田千鶴「加藤忠廣の基礎的研究 附飯田寛資料の翻刻・紹介」(『九州文化史研究所紀要』六二号、二〇一九年)など研究多数。白峰旬「江戸大名のお引越し……居城受け渡しの作法」(新人物往来社、二〇一〇年)。

- (5) 佐藤宏之「大名改易における藩領処理——史料論的アプローチ」(同『近世大名の権力編制と家意識』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇八年)、同「城の受け取りと武家の財——近世の城、その構成要素」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一八二、二〇一四年)。

- (6) 斎藤光則・鈴木備後守連署書状「大川文書」一号(『山形市史』史料編二)。斎藤光則については本小特集で紹介された「最上騒動言上留書」に頻繁に登場し、改易時に山形へ派遣された幕府官僚への対応にあたっている。

- (7) 斎藤光則・鈴木備後守連署書状「大川文書」二号(『山形市史』史料編一)なお、本書状で斎藤らは「御寄合御取次衆」に対し、最上家信からの新田開発における特権を認める「御墨付」を求めている。

- (8) 某年正月二五日付斎藤伊予守書状(「二本文書」三号『山形県史』資料編一五下)では加賀与助に対し、「夏井市助」が使者として送られる。

- (9) 東根の旧家の所蔵品調査研究会『元和九年出羽之国山形領東根村御検地帳——翻刻、解題、解説集』(同会、二〇一七年)二七九頁に岡田誠氏所蔵写本の一部写真図版掲載。

- (10) 『大日本史料』二二一四七(『相馬文書』)。

- (11) 『大日本史料』二二一四七・(上杉編年文書)三三三。

- (12) 「筆濃余理」上巻(『鶴岡市史資料篇 荘内史料集』二二二七五頁)。

- (13) 「最上騒動言上留書」(二六号)。

- (14) 大友義助編『新庄市史編集資料集』第1号(戸沢家文書、新庄市教育委員会、一九八二年)。

- (15) 前掲註(11)参照。なお、東根市域において同会は元和九年井野沢村検地帳の翻刻も行っている(同会『元和九年出羽之国山形領東根郡井沢村御縄内

- 水帳―翻刻・解説・解説集」同会、二〇一六年）。
- (18) 東根村は東根城跡を含む範囲を有し、城跡にあたる「小楯」を中心に東方、西方、北方、南方の各集落が存在し、このうち西方には「荒宿」や「新宿」の字が、北方には寺院密集区が遺る。前掲註(11)参照。
- (19) 『大泉紀年』元和九年七月二〇日条(『鶴岡市史』資料篇 荘内史料集四)。
- (20) 遠藤進之助『近世農村社会史論』(吉川弘文館、一九五六年)、小林清治『奥羽仕置の構造―破城・刀狩・検地―』(吉川弘文館、二〇〇二年)など。以上の成果を通じて、奥羽において近世初期検地が与えた影響力は小さく、地主小作関係が維持され続けたことが指摘されている。本稿ではこれらの研究に対し、検地政策そのものが採用されたこと自体の意義を検討している。
- (21) 長井政太郎「出羽国検地帳の研究」(『社会経済史学』一五―二、一九四八年)、井川一良「最上氏慶長検地の実施過程と基準」(竹井英文編『シリーズ・織豊大名の研究六 最上義光』戎光祥出版、二〇一七年、初出一九九〇年)。
- (22) 庄内地域に残る慶長期の検地帳としては「羽州庄内田川郡之内京田通湯沢村水帳」をはじめ計一七点が『山形県史 資料篇第七(出羽国村々検地帳上)』に所収されている。
- (23) この点、『東根市史』では屋敷所有によって新たに家並役が課役された可能性を指摘しているが、典拠となり得る史料を現状確認できていないため、判断を保留したい。
- (24) 八畝友広『闘いを記憶する百姓たち 江戸時代の裁判学習帳』(吉川弘文館、二〇一七年)。
- (25) 『山形県史』資料篇 第六(鶏肋編 下)、一四九頁。
- (26) 先に見た津谷野新田を巡る騒動。『新庄古老覚書』覚書巻二では、津谷野新田の開墾に参加した渋谷助右衛門が田地の年貢率を巡って新庄藩戸沢家と論争している。
- (27) 横山昭男「近世都市山形の成立の最上義光」(竹井英文編『最上義光』、戎光祥出版、二〇一七年、初出一九九八年)・伊藤清郎「戦国期の山形城」(入間田宣夫『東北中世史の研究』下巻、高志書院、二〇〇五年)などがある。
- (28) 森谷圓人「近世山形城下町の土地空間と住民―城下町論の基礎的検討―」『山形史学研究』(五三号、二〇二五年)。
- (29) 北野博司「藤原守春本を再考する―通説への疑問」(最上期山形城絵図再考プロジェクト『最上期山形城絵図の世界』東北芸術工科大学歴史遺産学科、二〇二三年)。
- (30) 「保阪潤治氏所蔵文書」『大日本史料』二二―四七。
- (31) 「最上騒動言上留書」(四・五号)。
- (32) 本小特集の解題(今釜氏執筆分)を参照。なお、最上領内における城破却の遂行にあたって、(元和八年)十月十四日付の上杉家臣長尾権四郎・新津内記宛の石川勝政・嶋一正連署書状(「上杉編年文書」三三、『大日本史料』二二―四七)においては破却完了後の城内の宿・侍屋敷などについて「所々庄や・肝煎」への受け渡しを定めている。旧最上領内の各城郭においては大規模な城下町は形成されなかったとみられており、前掲註(18)の東根村の城下屋敷跡に対する元和九年検地での所有地としての登録にもみられるように、大名改易とそれに伴う城破却の場面において、大名(家臣)から地方への所有権移転の動きが具体的に読み取れる。

(本学大学院博士前期課程)